



2016（平成28）年4月18日

各 位

会 社 名 ヨネックス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 林田 草樹
（コード番号7906 東証第2部）
問 合 せ 先 常務取締役 連下 千歳
TEL (03) 3839-7112

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016（平成28）年4月18日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、2016（平成28）年6月21日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定める第5条の一部を変更するものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役の選任に鑑み、取締役の業務執行について定める第23条の一部を変更するものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに業務執行を行わない取締役および監査役として幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、その職務の遂行にあたり期待された役割を十分に発揮できるように、責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記の条文の新設に伴う条数の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016（平成28）年6月21日（予定）
定款変更の効力発生日	2016（平成28）年6月21日（予定）

以 上

別紙

(下線部は変更部分を示しております)

現行	変更後
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(業務執行) 第23条 取締役社長は当社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐して定められた事項を分掌する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 第40条～第43条 (記載省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(業務執行) 第23条 取締役社長は当社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役<u>(業務執行を行わない取締役を除く。)</u>は、取締役社長を補佐して定められた事項を分掌する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第6章 責任免除</p> <p>(取締役の責任免除) 第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)</p>